

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

# 令和5年第4回市議会定例会議案説明書

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

足 利 市

目 次

1	議案第49号	工事請負契約について……………	3
2	議案第50号	工事請負契約の変更について……………	3
3	議案第51号	工事請負契約の変更について……………	3
4	議案第52号	令和5年度足利市一般会計補正予算（第4号）について…	4
5	議案第53号	足利市火災予防条例の改正について……………	4
6	議案第54号	令和5年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第1号）について……………	7
7	議案第55号	足利市斎場条例の制定について……………	7
8	議案第56号	令和4年度足利市一般会計決算について……………	7
9	議案第57号	令和4年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 決算について……………	7
10	議案第58号	令和4年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定） 決算について……………	7
11	議案第59号	令和4年度足利市後期高齢者医療特別会計決算について…	7
12	議案第60号	令和4年度足利市太陽光発電事業特別会計決算について…	7
13	議案第61号	令和4年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業 特別会計決算について……………	7
14	議案第62号	令和4年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算に ついて……………	8
15	議案第63号	令和4年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び 決算について……………	8
16	議案第64号	令和4年度足利市下水道事業会計利益の処分及び決算に ついて……………	8
17	報告第13号	市長専決処分事項報告について……………	8
18	報告第14号	令和4年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する 書類について……………	9
19	報告第15号	令和4年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ 財団の経営状況を説明する書類について……………	9
20	報告第16号	令和4年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を 説明する書類について……………	9
21	報告第17号	令和4年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興 センターの経営状況を説明する書類について……………	9

1 議案第49号 工事請負契約について

足利市斎場待合棟2・式場棟建設工事（建築工事）の工事請負契約については、その予定価格が議会の議決に付さなければならない予定価格である150,000,000円以上となるので、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）

（参照事項）

- 地方自治法 第234条（契約の締結）
- 地方自治法施行令 第121条の2（地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に規定する基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第2条（議会の議決に付すべき契約）
- 工事の概要
  - 1 工事場所 足利市新山町
  - 2 工事内容 待合棟2 木造平家建 延床面積 606.49 m<sup>2</sup> 一式  
式場棟 木造平家建 延床面積 493.41 m<sup>2</sup> 一式
  - 3 竣工期日 令和6年3月29日

2 議案第50号 工事請負契約の変更について

3 議案第51号 工事請負契約の変更について

令和4年第3回市議会定例会において議決を得た、次に掲げる各工事の工事請負契約の契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

- ・足利市斎場火葬棟・待合棟1建設工事（建築工事）
- ・足利市斎場火葬棟・待合棟1建設工事（電気設備工事）

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）

（参照事項）

- 地方自治法 第234条（契約の締結）
- 地方自治法施行令 第121条の2（地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に規定する基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第2条（議会の議決に付すべき契約）

○ 工事の概要

◎ 足利市斎場火葬棟・待合棟 1 建設工事（建築工事）

- 1 工事場所 足利市新山町
- 2 契約の相手方 大協・岡ノ谷・栗原特定建設工事共同企業体

3 変更対照  $\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}}$

契約金額  $\frac{1,280,015,000 \text{ 円}}{1,201,750,000 \text{ 円}}$  (増 78,265,000 円)

◎ 足利市斎場火葬棟・待合棟 1 建設工事（電気設備工事）

- 1 工事場所 足利市新山町
- 2 契約の相手方 渡辺・半田特定建設工事共同企業体

3 変更対照  $\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}}$

契約金額  $\frac{286,088,000 \text{ 円}}{264,000,000 \text{ 円}}$  (増 22,088,000 円)

○ 変更の理由

賃金等の変動に伴い、インフレスライド条項を適用したことによる契約金額の変更

- 4 議案第 5 2 号 令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 4 号）について  
令和 5 年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。  
(議決の根拠)

- 地方自治法 第 9 6 条（議決事件）  
(参照事項)

- 地方自治法 第 218 条（補正予算、暫定予算等）

(予算説明書別冊のとおり)

- 5 議案第 5 3 号 足利市火災予防条例の改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、足利市火災予防条例の一部を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 急速充電設備の筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 急速充電設備の<u>きょう体</u>は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p>

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第 13 条 蓄電池設備 (蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のもの) であって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準 (令和 5 年消防庁告示第 7 号) 第 2 に定めるものを除く。以下同じ。) は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備 (柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 10 条第 4 号、第 11 条第 1 項第 3 号の 2、第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに第 11 条の 2 第 1 項第 4 号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)

(14) (略)

(15) 水素ガスを充填する気球

(以下略)

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第 13 条 屋内に設ける蓄電池設備 (定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。) の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 10 条第 4 号、第 11 条第 1 項第 3 号の 2、第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに第 2 項並びに本条第 1 項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14) (略)

(15) 水素ガスを充填する気球

(以下略)

6 議案第54号 令和5年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について

令和5年度足利市介護保険特別会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）  
（参照事項）
- 地方自治法 第218条（補正予算、暫定予算等）

（予算説明書別冊のとおり）

7 議案第55号 足利市斎場条例の制定について

令和6年度の新斎場供用に併せて指定管理制度による運営を行うにあたり、指定管理者の募集に必要な規定を整備するため、条例を新たに制定しようとするものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）  
（参照事項）
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）  
第14条（条例の制定及び罰則）

8 議案第56号 令和4年度足利市一般会計決算について

9 議案第57号 令和4年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算について

10 議案第58号 令和4年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について

11 議案第59号 令和4年度足利市後期高齢者医療特別会計決算について

12 議案第60号 令和4年度足利市太陽光発電事業特別会計決算について

13 議案第61号 令和4年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計決算について

令和4年度足利市各会計決算について、法の定めるところにより監査委員の審査に付したので、その意見を付けて、議会の認定に付するものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第233条 (決算)

(決算説明書別冊のとおり)

- 14 議案第62号 令和4年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算について
- 15 議案第63号 令和4年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び決算について
- 16 議案第64号 令和4年度足利市下水道事業会計利益の処分及び決算について  
令和4年度足利市水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計における利益の処分について議決を求めるとともに、当該決算について監査委員の審査に付したので、その意見を付けて、議会の認定に付するものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方公営企業法 第30条 (決算)  
第32条 (剰余金の処分等)

(決算説明書別冊のとおり)

- 17 報告第13号 市長専決処分事項報告について  
地方自治法第180条第1項の規定によって指定された議会の委任による事項(議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内に相当する金額に係る契約の変更)について専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方自治法 第180条 (議会の委任による専決処分)  
(参照事項)
- 地方自治法 第96条 (議決事件)



- 足利市斎場火葬棟・待合棟 1 建設工事（機械設備工事）の工事請負契約の変更に係る専決処分の概要

1 専決処分の理由

賃金等の変動に伴い、インフレスライド条項に基づき単価等を精査した結果、契約金額を変更する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたもの

2 専決処分の内容

変更対照	変更後	変更前
契約金額	247,005,000 円	235,400,000 円
	(増 11,605,000 円)	

- 18 報告第 1 4 号 令和 4 年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 19 報告第 1 5 号 令和 4 年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団の経営状況を説明する書類について
- 20 報告第 1 6 号 令和 4 年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する書類について
- 21 報告第 1 7 号 令和 4 年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類について

それぞれ令和 4 年度の事業の決算に関する書類を提出するものである。

(提出の根拠)

- 地方自治法 第 243 条の 3 (財政状況の公表等)  
(参照事項)
- 地方自治法 第 221 条 (予算の執行に関する長の調査権等)
- 地方自治法施行令 第 152 条 (普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)  
第 173 条の 2 (法人の経営状況等を説明する書類)

(事業報告及び決算書別冊のとおり)